

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 令和6年10月21日（月）14時35分～15時05分
- 2 場所 永田町合同庁舎1階 第1共用会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
委員	菅原 晶子	公益社団法人経済同友会常務理事
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士
委員	堀 真奈美	東海大学健康学部教授

<関係省庁>

川島 雄一郎	国土交通省 航空局
	航空ネットワーク部首都圏空港課 課長
廣田 健久	国土交通省 航空局
	航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課 課長
原 太祐	出入国在留管理庁 政策課 政策課調整官

<自治体等>

富沢 昇	千葉県 総合企画部 部長
鵜澤 広司	千葉県 総合企画部 次長
齋藤 篤男	千葉県 総合企画部 次長
塚本 智茂	千葉県 総合企画部 技監
井上 智之	千葉県 総合企画部政策企画課 副参事
明珍 昌文	千葉県 総合企画部国際課 課長
天羽 洸介	千葉県 総合企画部成田空港政策課 副主査

<事務局>

河村 直樹	内閣府 地方創生推進事務局 次長
安楽岡 武	内閣府 地方創生推進事務局 審議官
水野 正人	内閣府 地方創生推進事務局 参事官
松平 健輔	内閣府 地方創生推進事務局 参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 航空物流における外国人材の活用について

3 閉会

○水野参事官 それでは、お時間になりましたので、本日の国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始させていただければと思います。

本日の議題ですけれども「航空物流における外国人材の活用について」ということで、千葉県様、国土交通省様、出入国在留管理庁様にオンラインで出席いただいております。

本日の資料ですが、千葉県様、国土交通省様から御提出をいただいております。こちらにつきましては議事も含めて公開予定となっております。

本日の進め方ですが、まず、資料の説明を千葉県様のほうから5分程度、国土交通省様及び出入国在留管理庁様のほうから5分程度で行っていただき、その後、委員の方々による質疑に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、これから航空物流における外国人材の活用に関する国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

本日は、関係者の皆様に御参加いただきましてありがとうございます。

それでは、早速でございますけれども、千葉県から御説明をお願いいたします。

○塚本技監 私は千葉県総合企画部技監の塚本でございます。

本日は、本県からの提案について説明する機会をいただき感謝を申し上げます。

本日の説明ですが、まず、外国人材の活用ニーズや特定技能制度の課題、具体的な規制緩和の内容について御説明いたします。併せまして、前回のワーキングでも御指摘いただいた部分もありましたので、改めて本県が取り組んでいる外国人材の受け入れに向けた総合的な施策についても御説明いたします。

1 ページ目、こちらのほうでは成田空港における貨物取扱業務の現状について説明しております。成田空港は国内における航空貨物の約56%を取り扱う国際航空物流拠点であり、世界的に見ても令和4年時点で第5位に位置するグローバルハブ空港となっております。また、スライドの右手にありますとおり、空港周辺にも、貨物取扱事業者の施設が多く立地しておりまして、本年4月時点で計43者、50拠点が集積しているところでございます。

2 ページ目、前回のワーキングで発言しましたが、事業者へのヒアリングを行いまして、その結果を取りまとめた上で貨物取扱業務における外国人材の活用ニーズを御説明させていただきます。皆様御承知のように、成田空港では航空物流に係る人手不足が深刻化しているところ、空港周辺の事業者においても同様の課題を抱えていることが改めて判明しております。また、今後の更なる機能強化を見据えると、外国人材を含めた更なる人材確保が必要となっております。

具体的には、私どもで今般、空港周辺において保税蔵置場の許可を受けている事業者のうち、将来的な外国人材の活用に関心を持っている21社に対して外国人材の活用に関する

ヒアリングを実施したところ、将来的には250名程度の外国人材が追加で必要になることが確認できました。将来的な人手不足数は左側のグラフで示しておりますが、2030年代前半で1,783名の人手が必要なところ、600名弱の人員を追加で確保する必要があり、そのうちの約4割について外国人材の活用によりカバーできる計算となります。

スライドの右側には、外国人材の活用についてヒアリング時に聴取した主な意見を記載しています。例えば更なる人材確保の必要性や、制度上の課題により優秀な人材が他分野に流出してしまっているといった意見がありました。加えて、保税に関わる貨物取扱業務は高度な技能が必要となるため、日本語能力や技能を有する即戦力の外国人材に寄せられる期待は大きく、多くの事業者からの制度の活用ニーズが確認できたところでございます。

3 ページ目、ここでこれまでの内容を踏まえ、改めて特定技能制度の課題を整理し、千葉県からの提案内容について御説明いたします。現状の特定技能制度、航空分野の空港グラウンドハンドリングについては、外国人材の受け入れが可能な事業者が空港内の事業者に限られており、本県としましては空港の敷地外の事業者においても受け入れを可能とする規制緩和が必要であると考えております。

スライドの下の方の赤で囲まれた提案内容のところに記載しておりますが、本県と空港会社が設置する会議体で確認することを前提に、主として成田空港に係る貨物を取り扱う空港外の保税蔵置場等において、貨物取扱業務に従事する特定技能外国人の受け入れを可能としたいと考えております。会議体や手続の詳細につきましては現在調整中でございますが、手続の流れに記載したとおり、活用を希望する事業者が会議体による確認を受けることを想定しております。

なお、確認する要件としましては、保税蔵置場等における成田空港に係る貨物の取扱い状況や、今回の提案が対象を空港の敷地外に広げるということですので、施設のセキュリティ等を想定していますが、詳細につきましては関係省庁との調整を図ってまいりたいと考えております。本提案が実現することにより、先ほど述べました空港周辺の貨物取扱事業者の人材確保ニーズの充足に資するとともに、成田空港の国際航空物流拠点機能の強化につながるものであると認識しております。

4、5 ページにつきましては時間の関係で説明は割愛させていただきます。

続きまして、外国人材の活用拡大に向けた受入環境整備の必要性につきましては、総合企画部次長の鶴澤から御説明をさせていただきます。

○鶴澤次長 総合企画部次長の鶴澤でございます。6 ページ以降は直接の提案内容ではございませんが、前回のワーキンググループにおける委員からの御指摘を踏まえまして、増加が見込まれる外国人材の受入環境の整備に向けた総合的な施策の概要について御説明します。

6 ページ目につきましては外国人に対する本県の現状・課題について説明しております。詳細な説明は割愛いたしますが、県としては外国人材に働き手として活躍してもらっただけ

でなく、御家族を含めて地域社会に溶け込み、全ての県民と共に生きていく多文化共生社会づくりを進めていくことが必要不可欠と考えています。

7 ページ、県では本年 1 月の多様性尊重条例の施行を契機といたしまして、千葉県外国人活躍・多文化共生推進プランを策定し、外国人の受け入れに係る取組を総合的に展開していく予定です。プランの全体構成につきましては活躍と共生の二つの施策目標に分類し、働き手としての活躍やコミュニケーション支援などの取組をぶら下げて各事業を推進することとしています。各事業の詳細な説明は割愛いたしますが、今後もプランに沿って外国人の受け入れに係る取組をさらに推進することとしており、こうした取組も踏まえながら成田空港を擁する世界に最も近い県として、その特色を生かした物流産業拠点形成に向けた受入環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

千葉県からの説明は以上になります。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、国土交通省、それから、続けて出入国在留管理庁から御説明をお願いいたします。

○廣田課長 国土交通省でございます。資料の説明をさせていただきます。

まず、右下に 1 ページと書いてございますけれども、航空分野の特定技能制度について紹介させていただきます。上の欄でございますけれども、空港グランドハンドリング、近年の訪日外国人旅行者数の増加に伴いまして人手不足が深刻化してきたところでございます。国際線旅客の更なる増加が見込まれますので、こういった形が懸念されることから 2019 年 4 月より外国人材を受け入れているところでございます。

対象となる業務の内容でございますが、左側、航空機の地上走行支援という形で、ここに出ている写真はプッシュバックといった航空機を後ろに押す仕事でございますけれども、こういった業務、それから、今回の議論の対象となりますけれども、手荷物や貨物の取扱いの業務、ここではULDへの積付といった業務です。それから、離れますけれども、飛行機に実際に搭乗する搭乗取扱業務、それから、航空機内外の清掃業務、こういったものが対象となる業務となっております。技能水準の評価を実施しておりまして、航空分野技能評価試験と銘打ちまして、筆記及び実技試験で技能水準を評価しているところでございまして、国外及び国内で実施をしてくれているところでございます。

受入人数の推移でございますけれども、制度開始以降コロナ禍でございましたために、一定人数ではございましたけれども、令和 6 年 6 月末で 953 名の受け入れという形になっているのが現状です。

続きまして、関連の規定について次のページで御説明させていただきます。関連の規定を下に抜粋する形で書いております。箱の一つ目、特定技能制度における空港グランドハンドリング業務につきましては、先ほどのペーパーでも写真つきで御説明しましたが、航空機の地上走行支援業務、それから、今回議題となります手荷物や貨物の取扱業務、それから、手荷物・貨物の航空機搭載業務、そして、航空機内外の清掃整備業務と定められて

おるところでございます。

さらに運用要領の第3というところで書いてございますけれども、空港グランドハンドリングの特定技能外国人を受け入れる企業の要件でございます。空港管理者により当該空港における営業の承認等を受けた者でなければならない点が定められているところがございます。すなわちこれは空港内で業務を受ける者にここで限っているという形になっているところがございます。これらに基づいて空港内で営業する事業者が特定技能所属機関として特定技能外国人を活用することが可能となっているわけでございますけれども、今御提案の内容を実現する上で、空港外で貨物取扱業務が実施されるように関係する要領の改定と申しますか、手当てが必要になってきているということでございまして、検討を実施しているところがございます。

国土交通省から用意した資料は以上でございます。

○中川座長 出入国在留管理庁、続けてお願いします。

○原政策調整官 出入国在留管理庁政策課調整官の原と申します。よろしくお願いします。

特に入管庁のほうから資料等はないのですけれども、分野別の要領に定められている内容等につきまして、分野所管省庁のほうから御相談・御要望を受けるような立場になっておりますので、国土交通省からお話があった際には、しっかり連携して対応していきたいと思えます。

手短ですが以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問・御意見をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

菅原委員、お願いします。

○菅原委員 私から国土交通省に質問をさせていただきます。今般、空港敷地外における特定技能外国人の活用については前向きに御検討いただけると認識していますが、こちらについての今後のスケジュール感を教えてください。

もう一つ、特定技能制度は空港という分野ごとに受入人数の枠を決めていると思えます。ここにも受入人数の推移を書いておりますように、令和6年の6月で953ということで、向こう5年ぐらいの見込み数で設定していらっしゃると思いますが、今後この伸び率が上がっていくと、現在決めている上限では多分賄えない状況も出てくるのではないかと思います。そうした際には、その緩和も含めたどういう対応を見込んでいらっしゃるのかというところを教えてください。よろしくお願いします。

○廣田課長 ありがとうございます。

まず、1点目のスケジュールでございますけれども、御提案いただいている千葉県とか、あるいは出入国在留管理庁とも連携しながら適切なタイミングで実行可能となるよう、我々としては進めていきたいと考えているところがございます。これが全てスケジュールの件でございます。

2点目の上限の件でございますけれども、私どもは航空分野における特定技能外国人につきましては、令和10年度末までで4,400人という受入見込み数を設定しているところでございまして、まだ20%ということでございますので、現時点ではそのために条件の緩和を講じることは必要がないと考えているところでございます。

以上です。

○菅原委員 分かりました。ありがとうございます。

今後、千葉県と詰めていただくということですが、千葉県としてはタイミング的なスケジュールの見込み、希望があるのでしたら再度教えてください。

あと、この受入見込み数の上限数の緩和というのは、現行の見込みでいくと上限を緩和しなくてもということですが、その時々状況に応じて柔軟に対応ができるようにしていただきたいという、これはお願いでございます。

千葉県、現場から見た今後のスケジュール感みたいなものがあれば教えてください。

○塚本技監 千葉県でございます。先ほど御説明させていただきましたが、今回ヒアリングをさせていただいてニーズを確認させていただきました。そうした中で、現状でも外国人というのは40～50人の方が従事されていて、そういった意味ではできるだけ早くといったところはあると思うのですが、今後、成田空港は更なる機能強化を見据えておりますので、少なくともそこまでには間に合うような形で、先ほど航空局からも適切なタイミングということをいただきましたので、そういった形を見据えつつ進めさせていただければと思っているところでございます。

以上でございます。

○菅原委員 ありがとうございます。

現場が困らないような形で進めることが重要だと思いますので、まさに国土交通省がおっしゃっていた適切なタイミングというところ、具体的にスケジュール感を持ってうまく組んでいただければと思います。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、堀天子委員お願いします。

○堀（天）委員 御説明ありがとうございます。

確か前回、空港グランドハンドリング業務に携わる特定技能の制度を拡充することによって、御家族も含めていらっしゃる方々の生活環境をどのように考えておられるのかということについてご質問した点も今回御説明いただいて、全体の施策の中でも措置をいただけるということと伺いました。

私からは千葉県に御質問なのですが、3ページ目のとおり、今回の貨物取扱業務における特定技能制度においては、空港内の事業者を受入可能な事業者が限られているところを空港管理者により空港管理規則に基づく事業者であるというような形に広げることによって、その事業者においては空港外でも従事させることができるという形で、この対象を拡大していくことの御提案であると思っております。

そうしますと、空港の管理者が必ずしも目の届く範囲で、空港内で従事しているかどうかということは確認できるものの、その事業者が空港外で営むところで従事してもらうということになると、誰がどのようにしてこの要件充当性を考えていくというような枠組みなのか、何か千葉県の方で考えられていることがあれば教えていただきたいと思っております。

また、これは制度の中身というよりは今後の問題かと思いますが、特定の技能を有する即戦力の方が来てほしいという、外国人材の活用について期待の声があると思うのですが、空港の中でも外でもこのグランドハンドリング業務に携わる方、保税に関わるので日本語能力は必要だというようなことは書かれているのですが、技能としてどういう方を想定されているのかということも是非教えていただきたいと思えます。

と言いますのは、今の試験では日本語能力が必須となっておりますけれども、それ以外に分科する機能があるような場合には、日本語以外の試験の可能性があり得るのかどうかとか、人手不足はどの業界にも来ておりますし、色々な外国人材の方に来てもらう可能性を含めるとすると、今の試験のような形でいいのかどうかということも気になります。

以上2点、御質問をお願いできればと思います。

○塚本技監 御質問ありがとうございます。千葉県でございます。

まず1点目、こういった形で今後入ってこられた方たちを見るのかでございしますが、こちらにつきましては先ほど触れたのですが、私ども千葉県と、それから、成田空港の設置会社であります成田国際空港株式会社の両方で設置する会議体を設置します。その会議体の中で今回提案した内容についてちゃんと合致するかどうかというのを確かめていく、その会議体にその事業者に入っていて、そこでこの内容をやっていただくといったところを今想定してございます。

詳細につきましては色々条件等があるとは思いますが、そこについては今検討中でありまして、少なくとも成田空港の貨物を扱っているとか、そういったものをその会議体の中で確認して進めていければと思っているところでございます。

また、こういった技能かというお話でありましたが、現状でも既に技能実習生という形で例えば工業包装という形で貨物の積み込みに似たような形の業務をやられていると思います。そういった技能は必要になってくると思っておりますが、これも先ほど申し上げた会議体に入ってくる事業者には色々聞きながら、こういった人が必要なのかというのは今後検討していく必要があるかと思っております。

簡単ではありますが、以上でございます。

○堀（天）委員 会議体に参加していただいて、その中で確認されるということですか。

○塚本技監 おっしゃるとおりです。

○堀（天）委員 そうすると、事業者の自己申告という形になってくると思うのですが、元々の空港内での営業承認みたいなところで一定のガバナンスが効いている形なのかなと思うのですが、対象とする保税蔵置場における就労であるみたいなことを確認する

ような手順もゆくゆくは必要になってくるのかなという感想を持ちましたが、いずれにせよ、千葉県と事業者とで適切な形で運営されるということであればよろしいのではないかと思います。

私からは以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

千葉県から何かありますか。

○塚本技監 大丈夫です。

○中川座長 ほかの委員の方はいかがでしょうか。

堀真奈美委員、お願いします。

○堀（真）委員 今の堀天子委員の意見にも関係するのですが、特定技能制度も元々1号と2号とございますが、6ページで千葉県は家族滞在が多いということが示されています。家族帯同が条件になるというのは特定技能2号だと思いののですが、受け入れの体制というのも、家族をセットの場合とそうでないものと違うと思います。

資料を見させていただくと、高度技能人材を求めているのか、それとも単純な労働なのかというのが分からないところがありましたので、前回よりはよりよくなっていると思うのですが、もう少しそのあたり、具体的にどういう人材が必要とされているのか、それによっておそらく受入体制もそうですけれども、必要な法律改正、あと、環境等も違うと思いますので、その辺は御検討いただければいいのではないかと思います。

あと、人口減少、少子化は全体的に進んでいますし、道路ネットワーク等の整備で成田以外の地域にもどんどん拡大していくということは分かるのですが、その辺を千葉県だけ、成田空港だけの問題と捉えるのか、成田空港以外の問題と捉えるかによっても、かなり違うと思います。その辺の成田以外の地域に対し、地域のニーズの拡大をどのように見込んでいるのかを教えてくださいませんか。

県内と県外、二つできれば教えていただければと思います。要は取り合いになってしまうのではないかと、先ほど梓の話もありますけれども。

○中川座長 堀真奈美委員の御質問は、ひとまず成田空港が貨物機能を拡充するので今回の提案になっていますが、成田空港以外のものについてもこのような規制改革が必要なのか、必要ではないのかとか、そういうことですか。

○堀（真）委員 そうです。

○中川座長 そうであれば、それは国土交通省のほうからお答えいただいたほうがよろしいかと思います。まずは千葉県のほうからお答え、例えば特定技能1号、2号などで、どういう技能を具体的に想定されているのかということと、県内で道路ネットワークなどを考えて、今以上にこういう措置が必要になってくると見込んでいらっしゃるのかということをお答えいただいた上で、その後に国土交通省のほうから成田空港以外でもこのような要望が出てきた場合とというようなことを少しお答えいただければと思います。

○鶴澤次長 千葉県でございます。まず、外国人材の受入関係のところでございますが、

現在、千葉県の在留外国人のほうは既に20万人を超えるような形で実際に大分大きな数字となってきたということでございます。今回御説明をさしあげた6～7ページに関しましては、空港の人材特化の施策というわけではなく、外国人全般への対応の中でという御説明をさしあげている状況でございますので、そういった中では、千葉県下における空港の関係の人材のみならず、増え続けている千葉県在住の外国人等に対して、地元で溶け込んでいただいて共生していただく、その上で活躍していただくというような全体の流れを政策として進めているという御説明になります。

外国人の関係のところだと、以上でございます。

○塚本技監　続きまして、先ほどありました技能の件ですけれども、確かに御説明した中では高度な技能が必要というヒアリング結果はあったのですが、現状といたしましても既に技能実習生という形でもうちょっと簡単な業務という形でやっていますので、そういった方たちにまずは来ていただいて、企業の中で、事業者の中で育てていく、いわゆる高度な技術を身に付けていただくといったところも見据えて、この制度を活用していきたいと考えているところでございます。

○廣田課長　国土交通省でございます。今回、成田空港に関してこういう御提案をいただいているわけでございますけれども、まさに全国の国際航空貨物の56%が集中している拠点であるから、ゆえにこういう提案がなされていて対応を検討しているわけでございますので、まず、成田空港に対する規制の運用の話として考えているところでございます。

○堀（真）委員　ありがとうございます。

まず、成田空港でやってみるということで理解していますし、千葉県のほうでも外国人の受け入れに向けて環境を進めるということですので、是非進めていただきたいと思います。

○中川座長　ありがとうございます。

ほかに御発言を求める委員はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、どうもありがとうございます。

千葉県からもこの前のヒアリングから踏み込んだ外国人の受け入れなどについての説明をいただきました。

それから、国土交通省、出入国在留管理庁からも非常に前向きなお返事をいただいていると認識しております。

国策として貨物取扱量を増やすようなことをやっているものですから、まずは成田空港からこのような規制改革を実施していくことに万全を期していただきたいと思います。

菅原委員からありましたように、現場で動きやすいようなタイミング、それを是非千葉県、それから、国土交通省、出入国在留管理庁のほうで進めていただければと思います。

その他、堀天子委員、それから、堀真奈美委員のほうから、もっと具体的な受け入れる人材のイメージですとか、それから、ほかの空港との関係、そういったものにつきましてまずは成田空港で実現するというのを踏まえて、それを千葉県と両省庁のほうで詰め

ていただくとともに、それがもたらす波及効果みたいなものについても中長期的な観点からお考えいただければと思います。

ほかに御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、これをもちまして航空物流における外国人材の活用に関する国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○水野参事官 それでは、千葉県様、国土交通省様、出入国在留管理庁様、傍聴の皆さまは御退席いただければと思います。